

学校いじめ防止基本方針

新潟大学附属新潟中学校

1 いじめ防止のための取組の基本方針

- (1) 教育活動全体を通して、誰もが、安心して、心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明確にするとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめ防止対策のための組織

- (1) 「いじめ対策委員会」：いじめ対策に向けた中核となる常設の組織
 - ・校長、教頭 ・生徒指導主事 ・学年主任 ・養護教諭 ・学級担任
- (2) 「運営委員会」：日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織
- (3) 「定期情報交換会」：生徒指導に関する情報を共有し未然防止、早期発見・対応につなげる２段階の組織
 - ・学年部での毎日の情報共有 ・運営委員会での週１～２回の情報共有
- (4) 必要に応じていじめ対策委員会の構成員となる外部専門家
 - ・新潟大学
 - ・学校運営協議会
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ・警察署、新潟児童相談所
- (5) いじめ対策委員会の役割
 - ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
 - ② いじめの相談・通報の窓口
 - ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ④ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者等との連携した対応

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

① いじめ防止に向けた指導内容（指導事項）

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感の高揚を通して自尊感情を高めるよう努める。

週一時間の道徳の授業を大切にし、特に命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全生徒がもつように、教育活動全体を通じて指導する。そして、「傍観者もいじめに加担している」ということを認識させる。

② 年間指導予定

ア 教職員による教育活動・運営活動

- a 道徳の授業の充実
- b 人権教育・同和教育の着実な実施
- c 異学年交流の推進

イ 生徒によるいじめ防止に向けた具体的な取組

- a 全校でいじめ根絶に向けた集会の確実な実施
- b よりよい学校生活を目指した各専門部による創造的な活動の実施
- c 生徒会生活指導部による日常活動としての呼び掛け運動等の実施

(2) 教育相談体制

- ① 「いつ、どこで、誰が、誰を対象に」教育相談を実施するか の明示
- ② スクールカウンセラーの活用と確実な情報共有
- ③ 教育相談実施後の情報共有と迅速な対応
- ④ 「心の健康チェック（定期）」による訴えや情報を見逃さず、即時、聞き取りや相談等の本人へのアプローチ

4 校内研修

- (1) 生徒理解のための研修
- (2) 人権教育・同和教育研修
- (3) 各種研修会への教職員の計画的な参加と研修内容の共有

5 いじめ防止に向けた取組の評価

- (1) 生徒へのアンケート
- (2) 学校評議員会による学校関係者評価
- (3) 学校評価

6 保護者や家庭へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) 学校だより、学年だよりの配付
- (2) 各種アンケートの結果と対策の公表
- (3) 父母教師会主催の講演会の実施

7 いじめへの対応

- (1) 早期発見
 - ① 「心の健康チェック（定期）」や教育相談の結果を学年部で共有し、気になる情報は生徒指導主事又は教頭へ報告する。
 - ② 日常的に気になる生徒の様子等を職員間で情報共有する。
 - ③ 欠席及び遅刻・早退等の状況（日数・理由等）を学年部で情報共有する。
- (2) 即時対応
 - ① 事実の正確な把握を行う。
 - ② いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会において基本的な対応方針を決定する。
 - ③ 方針に基づき、生徒への指導・支援を行うとともに、保護者と情報共有・連携する。

8 重大事態への対応

- (1) 重大事態の意味
 - ① いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
 - ア 生徒が自殺した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（「相当の期間」：年間 30 日を目安）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (2) 重大事態の報告 ・ 重大事態発生 | 学校 → 学長 → 文部科学大臣 |
|----------------------|------------------|

(3) 調査の主体について

- ① 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ② 学校の設置者（新潟大学）が主体となって行う場合

※ 学校主体の調査では重大事態への対処及び事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、及び学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ・ 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・ 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。
- ・ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。（例：学識経験者、精神科医、職能団体等）

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。
- 「事実を確認する」ために
 - ・ いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - ・ いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先する。
 - ・ いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いて学校復帰をするための支援や学習支援等を行う。
- いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・ いじめ行為がいつ ・ 誰から ・ どのような態様で
- ・ 学校がどのように対応したか

イ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等について新潟大学と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査結果については、新潟大学を通して文部科学大臣に文書で報告する。

イ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、新潟大学を通して、文部科学大臣に送付する。

